○原子力規制委員会規則第九号

原子力利用 における安全対 策の強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 : 等 の

部を改正する法律 (平成二十九年法律第十五号) ∅– 部の 施行に伴 V. 及び核原料物質、 核燃料: 物質及び

原子炉 \mathcal{O} 規制 に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号)第四十六条の二の規定に基づき、 再処理:

施設

令和二年三月十七日

の技術

基

準に関する規則を次のように定める。

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

再処理施設の技術基準に関する規則

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 安全機能を有する施設 (第四条—第三十一条)

第三章 重大事故等対処施設(第三十二条—第五十一条)

第四章 雑則 (第五十二条)

附則

第 章 総則

(定義

第一条 この 規 別にお いて使用する用語は、 核原料物 質、 核燃料物質及び原子炉 \mathcal{O} 規制に関する法律 (以下

法 という。)にお **\ て使用する用 語 の例による。

2

この

規則において、 次の各号に掲げる用語 の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

放射線 使用済燃料の 再処理の事業に関する規則 (昭和四十六年総理府令第十号。 以 下 「再処理規則

という。) 第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

管理区 域 再処理規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。

三 周 辺監視区域 再処理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。

匹 放射性 廃棄物 再処理! 規則第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物をいう。

五. 運転 時 \mathcal{O} 異常な過 渡変化 再処 理施設の位置、 構造及び設備 の基準に関する規則 (平成二十五年原子

力規制委員会規則第二十七号。 以下 「事業指定基準規則」 という。) 第一条第二項第一 号に規定する運

転時の異常な過渡変化をいう。

六 設計 基 準 事 故 事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準 事 故を いう。

七 安全機 能 事業指定基 準規則第 条第二項第三号に規定する安全機能をいう。

八 安全機能を有する施設 事業指定基準規則第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設 をい

う。

九 安全上重要な施設 事業指定基準規則第一条第二項第五号に規定する安全上重要な施設をいう。

+ 重大事故等対処施設 事業指定基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処施設をいう。

十 一 重大事故等対処設備 事業指定基準規則第一条第二項第七号に規定する重大事故等対処設備をいう

0

十 二 多重性 事業指定基準規則第一条第二項第八号に規定する多重性をいう。

独立 性 事業指定基準規則第 条第二項第九号に規定する独立性 をいう。

十四四 多様性 事業指定基準規則第一 条第二項第十号に規定する多様性をいう。

(特殊な設計による再処理施設)

第二条 特別 の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、 この規則の規定によらないで再処理施

設を設置することができる。

2 前 項 \mathcal{O} 認 可を受けようとする者は、 その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請

しなければならない。

(廃止措置中の再処理施設の維持)

第三条 法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、 当該認可に係る廃止措置計画 (同条第三項に お į١

て準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、 その 変更

後のもの。以下この条において同じ。)で定める性能維持施設 (再処理規則第十九条の四の二第十号 が性

能 維持施設をいう。)については、次章及び第三章の規定にかかわらず、 当該認可に係る廃止措置計画に

定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

第二章 安全機能を有する施設

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、 核燃料物質の取扱い上の一つの単位 (次項において 「単一ユニット」と

法、 いう。 \mathcal{O} 単 形 火状寸法 濃度若しくは材質 0) 誤操 において、 作が起きた場合に、 の管理、 核燃料物質の濃度、 運転時に予想される機械若しくは器具の の管理又はこれらの 核燃料物質が 質量若 組合せにより臨界を防止するため 臨界に達するおそれ しくは同 位体 単 \mathcal{O} 組 一の故障若しくはその 成 が ない の管 よう、 理若しくは中 0 措置その 核燃料物質 誤作 性子吸収 他 を収 0 動 文は 適 切 材 納 な措 運 する \mathcal{O} 転 形 状 機 員 置 が 4 \mathcal{O}

2 おける中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでな 界に達するおそれがないよう、単一ユニット しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一 安全機能を有する施設は、 単一ユニットが二つ以上存在する場合において、 ·相互間 の適切な配置の維持若しくは単一ユニット の誤操作が起きた場合に、 運転時に予想される機械 核燃料 0 物質 相 互 間 が 若 に 臨

講じられたものでなけ

ればならな

\ <u>`</u>

3 再処 理施設には、 臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければ

ならない。

け

ń

ばならない。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、 事業指定基準規則第六条第 項の地震力が作用した場合に お いても当該

安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならな

(地震による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、 これに作用する地震力 (事業指定基準規則第七条第二項の規定により算

定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない

0

2 耐 震重要施設 (事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。 以下同じ。) は、 基準

地 震動による地震力 (事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。 以下同

)に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 耐 震 重要施設は、 事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損

なわれるおそれがないものでなければならない。

(津波による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、 基準津波 (事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。

匹 条に おいて同じ。) によりその安全性が損なわ れるおそれがないものでなけ ればならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施 設 は、 想定される自然現象 (地震及び津波を除く。 によりその安全性を損 な

うおそれがある場合におい て、 防護措置 置、 基礎 地 盤の改良その他の適 切な措置が 講じられたも のでなけ h

ばならない。

2 安全機能を有する施設は、 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、 鉄道、 道路その 他の外部 からの 衝 撃

が 発生するおそれがある要因がある場合において、 事業所における火災又は爆発事故、 危険物を搭載した

車 両 船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地 「周辺の状況から想定される事象であって人為によるも

0) (故意によるものを除く。) により再処理施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他 の適切な

措置が講じられたものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、 航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において

防護措置その他 の適切な措置が 講じられたものでなければならない。

(再処理施設への人の不法な侵入等の防止)

第九条 再処 理施設を設置する工場又は事業所 (以 下 「工場等」という。)は、 再処理: 施設 ^ 0 人の不法な

侵入、 再処 |理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、 又は他 の物 件 を損 傷 す

るおそれが ある物件が 持ち込まれること及び不正アクセス行為 (不正アクセス行為の 禁止等に関 はする法語

(平成十一年法律第百二十八号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。 第二十二条第二項第

五号において同じ。) を防止するため、 適切な措置が講じられたものでなければならない。

(閉じ込めの機能)

第十条 安全機能を有する施設は、 次に掲げるところにより、 使用済燃料、 使用済燃料から分離された物又

(以下「使用済燃料等」という。) を限定された区域に閉じ込める機能を

保持するように設置されたものでなければならない。

はこれらによって汚染された物

には、 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合 流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であ

ること。

セルは、 その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。

 \equiv 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、 当該設備からの当該物質の漏え

を監視し得る構造であ り、 か つ、 当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であると

ともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。

匹 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、 使用済燃料等が当該設備 の冷却水、

加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、 当該熱媒の系統は、 必要に応じて、 漏えい

監視設備を備えるとともに、 汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置すること。

プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「

五

プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るも

のであり、かつ、給気口及び排気口を除き、 密閉することができる構造であること。

六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいす

るおそれがない構造であること。

七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、 その開口部の風速を適切に維持し得るものであ

ること。

八 プルトニウム等を取り扱う室 (保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生の おそ

れ が ある室は、 その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

九 液体状 の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設 (液体状 の使用済燃料等の漏えいが拡大する

おそれがある部分に限る。) は、 次に掲げるところによるものであること。

1 施設内部の床 面 及び壁面は、 液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。

口

液体状

の使用済燃料等を取り扱う設備

液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。 ただ

の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には

施設内部の床 面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、 液体状の使用済燃料等

が施設外へ漏えいするおそれがないときは、 この限りでない。

工場等の外に排水を排出する排水路 (湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれ

がある管理区域内に開 口部がないものを除く。)の上に施設の床 面がないようにすること。

当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げ

る事項を計測する設備が設置されている場合は、 この限りでない。

(火災等による損傷の防止)

第十一 安全機能を有 する施設は、 火災又は 爆発の影響を受けることにより再処 理施 設 の安全性 に著

をい 支障 う。 が 生ずる 以下同 おそれが が 及び警報設備 ある場合にお 1 (警報 て、 消 設 火設備 備 に あ って 事 は自分 業指定基準 動火災報 規 則第五 知 設 備 条 第 漏 電 項に規定 火災警報器 定する そ 消 \mathcal{O} 他 火 設 \mathcal{O} 火 備

災 \mathcal{O} 発生を自 動的 に検知 Ü 警報を発するも のに限っ る。 以下同 ľ が設置されたものでなけ れ ばならな

\ \ \ \

2 前 項 \mathcal{O} 消火設備及び警報設備は、 その故障、 損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に

著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

安全機能を有する施設であって、 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、 可能な限り不

3

燃性又は 難 燃性 の材料を使用するとともに、 必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が 講じら

れたものでなければならない。

4 機溶媒等の 有 機 溶媒そ 温度をその引火点以下に維持すること、 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 可 燃性 の液体 (以下この条にお いて 不活性ガス雰囲気で有機溶媒等を取り扱うことその他 「有機溶媒等」 という。 を取 り扱う設備 は、 有

 \mathcal{O} 火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

5 有 機溶媒等を取 り扱う設備であっ て、 静電気により着火するおそれ が あるもの は、 適切に接地され てい

るものでなければならない。

6 有 機溶媒等を取 り扱う設備をその内部に設置するセル、 グロ ーブボックス及び室のうち、 当該設 備 か 5

有 機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、 換気その他の爆発を防止するため 0) 適

切な措置が講じられたものでなければならない。

7 硝 酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、 リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機

溶媒 (爆発の危険性がないものを除く。 次項において「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそ

れ が あるものは、 当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。

8 再処理 施設には、 前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備 が設け

られていなければならない。

9 水素を取り扱う設備 (爆発 の危険性がないものを除く。)は、 適切に接地されているものでなければな

らない。

10 水素の発生のおそれが ある設備は、 発生した水素が滞留 しな い構造でなけ ń ばならない。

11 水素を取 り扱 V) 又は 水 素の発生の お それ が ある設備 (爆) 発 \mathcal{O} 危 険 性 が ない ものを除く。 をその 内部

に 設置するセ ル、グ 口 ブボ ックス及び室 は、 当 該 設 備 から水素が漏えい した場合にお いてもこれ が 滯 留

L な 7 構造とすることその 他 \mathcal{O} 爆発を防止するため Ď 適切 な措置が講じられたものでなけ ればならな

12 ジ ル コニウム金属粉末その 他の著しく酸化しやすい 固体廃棄物を保管廃棄する設備は、 水中における保

管廃棄その 他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造でなければならない。

(再処理施設内における溢水による損傷の防

<u>IF</u>

第十二条 安全機能を有する施設は、 再処理施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれが

ある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止)

第十三条 安全機能を有する施設は、 再処理施設内における化学薬品 の漏えいによりその安全性を損なうお

それがある場合において、 防護措置その他 の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(安全避難通路等)

第十四条 再処 理施設 には、 次に掲げる設備 が設けら ħ てい なければならな

- その 位置を明 確 か つ恒 久的 に表示することにより容易に 識別 できる安全避 難 通 路
- 照明 角 \mathcal{O} 電 源 が 喪失した場合にお 7 ても機能を損 なわ な 1 避 難 用 \mathcal{O} 照 崩
- 三 設計基 準 事 故が 発生した場合に用い 、る照明 (前号の 避 難用 \mathcal{O} 照 明 を除く。 及びその専 舶 \mathcal{O} 電 源

(安全上重要な施設)

第十五条 非常 用電 源 設 気備その 他の安全上重要な施設は、 再処理施設の安全性を確保する機能を維持するた

めに必要がある場合において、 当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなけ

ればならない。

(安全機能を有する施設)

第十六条 安全機能を有する施設は、 設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての

環境条件において、 その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。

2 施 設 安全機能を有する施設は、 \mathcal{O} 運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されたものでなければならない。 その健全性及び能 力を確認するため、その安全機能 の重要度に応じ、 再処 理

3 安全機能を有する施設は、 その安全機能 を維持するため、 適切な保守及び修理ができるように設置され

たものでなければならない。

4 安全 機能を有する施 設に 属する設備であって、 ポンプその 他 \mathcal{O} 機器又は 配管の 損 (壊に伴う飛散 物 に より

損傷を受け、 再処 理 施設 0 安全性を損なうことが想定されるものは、 防護措置その 他 \mathcal{O} 適切 な措 置 が 講じ

られたものでなければならない。

5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、 再処理施設の安全性が損なわ

いように設置されたものでなければならない。

(材料及び構造)

第十七条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、 再処理施設 0

安全性を確保する上で重要なもの (以下この項において「容器等」という。) の材料及び構造は 次に掲

げるところによらなければならない。 この場合において、 第一号及び第三号の規定については 法第四· 十

六条第二項に規定する使用 前 事業者検査 \mathcal{O} 確 認を行うまでの 間 適用する。

容器等に使用する材料 は、 その使用される圧力、 温度、 荷重その他 の使用条件に対して適切な機 械的

れな

強度及び化学的成分を有すること。

容器等の構造及び強度は、 次に掲げるところによるものであること。

1 設計上定める条件におい て、 全体的な変形を弾性域に抑えること。

口 容器等に属する伸縮継手にあっては、 設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、

疲

労破壊が生じないこと。

ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。

容器等の主要な溶接部 (溶接金属部及び熱影響部をいう。 以下同じ。)は、次に掲げるところによる

ものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

口

溶接による割れが生ずるおそれがなく、 かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠

陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

ハ 適切な強度を有するものであること。

二 機械 試験その他 の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士

であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、 再処理 施設 の安全性を確保する上で重要なものは、

適 切 ?な耐! 圧 試 【験又は 漏えい試 験を行ったとき、 これに耐え、 か つ、 著しい 、漏えい がないように設置され

ものでなければならない。

(搬送設備)

第十八条 使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。) は、

次に掲げるところによるものでなければならない。

通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。

一 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。

三 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているも

のであること。

(使用済燃料の貯蔵施設等)

第十九条 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、 次に掲げるところによるものでなければならない。

- 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。
- 使用済燃料を受け入れ、 又は貯蔵する水槽は、 次に掲げるところによるものであること。
- 1 水が あふれ、 又は漏えいするおそれがない ŧ のであること。
- 水が 使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、 浄化装置を設けること。

口

- 水の 漏 えいを適 切 に検知し得るものであること。

の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されていなければならない。

計 測 制御系統施設 2

製品

貯蔵施設は、

製品

第二十条 再処理施設には、 次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、 制御する設備が設けられていなけ

ればならない。 この場合において、当該事項を計測する設備については、 直接計測することが困難な場合

は間接的に計測する設備をもって代えることができる。

- ウラン の精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度
- 液体状の中性子吸収材を使用する場合にあっては、 その濃度
- 三 使用済燃料溶解槽内の 温 度

四 蒸発缶内の温度及び圧力

五 廃液槽の冷却水の流量及び温度

2 再 処 理 施 設 に は、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 設 備 \mathcal{O} 機 能 \mathcal{O} 喪失、 誤操作その 他 \mathcal{O} 要因 により 再 処 理 施 設の 安全性を著しく 損 な

おそれが生じたとき、 次条第二号の 放射 性 物質 の濃度若しくは同 条第四号の 外部放射線 に係る原子 力規

制 委員会の 定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射 性 廃 棄物 0 廃 棄施設か ら液 体 状 \mathcal{O} 放 射

性物質が著 しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備 が 設 げ

られていなければならない。

(放射線管理施設)

第二十一条 工場等には、 次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。

の場合において、 当該事項を直接計測することが困難な場合は、 これを間接的に計測する施設をもって代

えることができる。

再処理 施設の放射線遮 蔽 物 \mathcal{O} 側壁における原子力規制委員会の定める線量当量

放射性廃棄物 の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質 の濃度

 \equiv 放射性 1廃棄物 の海洋放出 口又はこれに近接する箇所における放出水中 の放射性物質 $\widehat{\mathcal{O}}$ 種 類 別 7の量 及び

濃度

兀 管 理区 .域における外部放射線に係る原子力規制 委員会の定める線量当量、 空気中の放射性物質 の濃度

及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量

(安全保護回路)

五.

周

第二十二条 再処理施設には、 安全保護回路が設けられていなければならない。

2 安全保護回路は、 次に掲げるところによるものでなければならない。

運転時 の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、

これらの核的、 熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、 かつ、 自動

的に開始させるものとすること。

二火災、 は防止するための設備 爆発その他 の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、 (前号に規定するものを除く。) の作動を速やかに、 かつ、 自動的 これらを抑制 に開始させる 又

ものとすること。

系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、 単一 一 故 障 (事業指定基準規則第十五条第二項に

規定する単 一故障をいう。 第二十九条第五項において同じ。 が起きた場合又は使用状態か 5 の単 \mathcal{O}

取 り外しを行った場合において、 安全保護機能を失わないよう、 多重性を確保すること。

兀 駆 動 源 の喪失、 系統 の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、 再処理施設をより安全な状

態に移行し、 又は当該状態を維持することにより、 再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるも

のであること。

五. 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動

作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。

六 計測制御系統を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、 計測制御 系統

から機能的に分離されたものであること。

(制御室等)

第二十三条 再処理施設には、 制御室が設けられていなければならない。

2 保するため 制 御室は、 \mathcal{O} 当該制御 設備を操作す 御室に る装置、 おいて制 当該 御する工程 工 程 の異常を表示する警報装置その の設 備 の運転状態を表示する装置 他 の当該工 当該工程 程 の安全性 の安全性 を を確 確 保

するため Ó 主要な装置を集中 Ĺ カゝ つ、 誤操作することなく適切に運転操作することができるように 設置

されたものでなければならない。

4

分離

施設、

精製施設その他

必要な施設には、

再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、

圧力、

3 制 御室には、 再処 理 施 設 0 外部 0 状況を把握するため の装置が設けられていなければならな

流量その他の 再処理施設の状態を示す事項 (第四十七条第一項において「パラメータ」という。) を監視

施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備

が設けられていなければならない。

するための設備及び再処理

5 設 計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、 従事者が支障な

制 御室に入り、 又は 一定期間とどまり、 かつ、 当該措置をとるための操作を行うことができるよう、 次

 \mathcal{O} 各号に掲げる場所の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければなら

ない。

<

制 御室及びその近傍並 びに有毒 ガスの 発生源 0 近傍 工場等内における有毒ガス 0 発生を検出するた

8 \mathcal{O} 装置及び当該 装置が 有 毒 ブガス 0) 発生を検出 し た場合に 制 御室 に お 7 て自 動 的 に 警報、 するため \mathcal{O} 装置

制 御室及びこれ に連絡する通 路路 並 びに 運 転員そ (T) 他 \mathcal{O} 従 は事者が 制 御 室に 出 入りするため 0) 区 域 遮蔽

壁その 他 \mathcal{O} 適切 に放射線 カン ら防護するため 0 設 備、 気体状 \mathcal{O} 放射 性物質及び 制御室 外 の火災又は 爆 発 に

ょ ŋ 発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するため の設備その 他 の従事者を適切に防護するため 0 設

備

(廃棄施設)

第二十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備 (放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。) は、 次に掲げると

ころによるものでなければならない。

周 辺監視区域 の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量が

それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度及び線量限度以下になるように再処理施設にお 1 7 発生

する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。 ただし、 放射性廃棄物以外 , の 流

体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、 流体状 の放射性 廃 棄物 が放

射性 廃棄物以外 0) 流 体 状 \mathcal{O} 廃棄物を取 り扱う設備に逆流するおそれが ないときは、 この 限 ŋ で な

気体状 の放射 性 廃 棄物 を廃棄する設備 は、 排気 П 以外の 笛 所にお 7 て気体状の放射性 廃 棄 物 を排 出 す

ることがないものであること。

兀 気体状 の放射性廃 棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、 ろ過装置 の機 能 が 適 切に

維持し得るものであり、 かつ、 ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが 容易

な構造であること。

五. 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排

出することがないものであること。

(保管廃棄施設)

第二十五条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であって、 放射性廃棄物 の崩壊熱及び放射線 の照射に により発

生する熱によって過熱するおそれがあるものは、 冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたも

のでなければならない。

(使用済燃料等による汚染の防止)

第二十六条 再処 理 施 設 のうち 人が 頻 繁に出 入りする 建 物 内部 \mathcal{O} 壁、 床そ 0) 他 0 部 分であって、 使用 済 燃料

等により汚染され るお それ が あ り、 か つ、 人が 触 れ るおそれが あ るも \mathcal{O} \mathcal{O} 表 面 は、 使用 済 燃料等に よ る汚

染を除去しやすいものでなければならない。

2 再 処 理 施設には、 人が 触 れ るおそれ れ があ る器材そ Ō 他 (T) 物が 使用 済燃料等により汚染された場合に当該

汚染を除去するための設備が設けられていなければならない。

(遮蔽)

第二十七条 安全機能を有する施設は、 運転時程 及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャ

イン線による工場等周 辺 の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたも \mathcal{O}

でなければならない。

2 工 場等内 におい ける外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、 放射線障害を防 止 する

ために必要な遮蔽 能 力を有する遮蔽設備が設けられ てい なけ ればならない。 この場合にお いて、 遮 蔽

設備 にこ 開 \Box 部 又は配管その他 <u>, 一</u> 貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合に

は、 放射線 \mathcal{O} 漏 えいを防 止するため 0 措置が講じら れたものでなければならない。

(換気設備)

第二十八条 再処理的 施設 内 の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要が あ る場

所には、 次に掲げるところにより換気設備 が設けられてい なければならない。

- 放射線障害を防 止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない 構造であること。
- \equiv ろ過装置を設ける場合にあっては、 ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、 かつ、 ろ過装置

 \mathcal{O} 使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

兀 吸気口は、 使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。

(保安電源設備)

第二十九条 再処理施設には、 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、 再処理的 施設の安全

性 を確保するために必要な設備の機能を維持するために、 内燃機関を原動 力とする発電設備又はこれと同

等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。

2 再処 理 施 設 の安全性 を確認 保 するために特に必要な設備 に は、 無停電 電 源装置又はこれと同 等以 Ĺ \mathcal{O} 機 能

を有す る設 備 が 設け 5 れ て 1 なけ ń ば なら な

3 保安 電 源 設 備 事 業 指定 基準 規則第一 一十五条第三 項に規定する保安電源 設 備 をいう。 は、 外部 電 源 系

統 及び 非常 用 電 源 設 備 カン 5 再処 理 施 設 の安全性 を確 保するために必要な設備 \mathcal{O} 電 力 \mathcal{O} 供 給 が停 止するこ

とが ないよう、 次に掲げる措置 が 講じられたも ので、 なけ ればならな

高エネルギ

1

のアー

・ク放電

による電気盤

一の損壊

 \mathcal{O}

拡

大を防止するため

に必要な措

置

前号に掲げるも \mathcal{O} のほ か、 機器 の損壊、 故障その他の異常を検知し、 及びその拡大を防止するために

必 要な措置

4 再処 理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、 当該再処理施設において受電可能なもの であ

り、 カ つ、これらにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。

又は 非常 1器具 用 $\widehat{\mathcal{O}}$ 電 単 源設備及びその附属設備 故障 が 発生した場合であっても、 は、 多重性を確保 運 転 時 \mathcal{O} 及び独立性を確保し、 異常な過渡変化時 文は 設計基準 その系統を構成する 事 故 時 に お 7

5

安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するため の設備がその機能を確保するために十分な容量を有す

るものでなければならない。

(緊急時対策所)

第三十条 工 場等には、 設計 基準 事 故が発生した場合に適切 な措置をとるため、 緊急時 対策所 が 制 御 室 以外

の場所に設けられていなければならない。

2 緊急時 対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生 源 の近傍には、 有毒ガスが発生した場合に適切 な 5措置

をとるため、 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、 当該装置が有毒ガスの 発生を: 検 出

した場合に緊急時対策所に お いて自動的 に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するため O

設備が設けられていなければならない。

(通信連絡設備)

第三十一条 工場等には、 設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよ

う、 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 工 場等には、 設計基準事 故が発生した場合において再処理施設外の 通 信 連絡をする必要がある場所と通

信 連絡ができるよう、 多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。

第三章 重大事故等対 処施 設

(重大事 故等: 対 処 施 設 \mathcal{O} 地 盤

第三十二条 重大事 故 等 対 処 施 設は、 次の各号に掲げる施設の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定め る 地 盤

に 設 置され たも のでなけ ħ ば ならな

重大事 故等対処設 備のうち常設の も の (重大事 故等対処設備のうち可 搬 愛の もの 。 以 下 「可搬型

重大

事 故等対 処設備」 という。) と接続するも のにあっては、 当該| 可 搬型重大事 故等対処設備と接続す るた

め に必要な再処理施設内の常設の配管、 弁、 ケーブルその 他の機器を含む。 以 下 「常設重大事 故等 対 処

代替するもの 設備」という。 であって、 耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備 .震重要重大事故等対処設備」という。) が設置される重大事故等対処施設 が有 する機能 を

(以 下

「常設耐

基 準地 震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することが

できる地 盤

常設耐 震 重要重大事 故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 が設置される重大事故等対処施 設

事 業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事 故等

対処施設を十分に支持することができる地盤

(地震による損傷の防止)

重大事 故等 対処 施設は、 次の各号に掲げる施設の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定めるとこ

ろにより設置されたものでなければならない。

常設耐

震

重要重-

大事:

故等対処設備

が設置される重大事故等対処施設

基準地震動による地震力に

. 対 し

て重大事故に至るおそれがある事故 (運転時 の異常な過渡変化及び設計基準 事 故を除く。) 又は 重大事

故 (以下「重大事故等」と総称する。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない ŧ ので

あること。

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設

事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。

2 前 項第 一号の重大事故等対処施設は、 事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面 の崩 壊に

より 重大事 故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、 防護措置その他 一の適切 な措

置が講じられたものでなければならない。

(津波による損傷の防止)

第三十四 条 重大事 故 等 対処 施設は、 基準津波により 重大事故等に対処するために必要な機 能 が 損 なわ れ る

おそれ が な 1 よう、 防 護措置その 他 \mathcal{O} 適 切 な措置が 講じられたものでなければならな

(火災等による損傷の防止)

第三十五条 重大事: 故等 対処施設は、 火災又は爆 発の影響を受けることにより /重大事: 故等に対処するために

必要な機能が損なわ れるおそれがある場合は、 消火設備及び警報設備が設置されたものでなけ ればならな

\ <u>`</u>

2 前 項 の消火設備及び警報設備は、 故障、 損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な

機 能 に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、 適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 重大事故等対処施設であって、 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、 可能 な限り **不燃**

性 文は 難燃性 の材料を使用するとともに、 必要に応じて防火壁の設置その他 心の適切 な防護措置が講 じられ

たものでなければならない。

4

重大事故等対処施設は、 火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよ

う、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

発火性又は引火性 の物質を内包する系統 の漏 えい 防 止その 他 \mathcal{O} 措置

避雷設 備その他 の自然現象による火災の発生を防 止するため \mathcal{O} 設 備 の設置

(重大事故等対処設備)

第三十六条 重大事故等対処設備は、 次に掲げるところによるものでなければならない。

想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。

想定される重大事故等が発生した場合における温度、 放射線、 荷重その他の使用条件において、 重大

事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。

匹 健全性及び能力を確認するため、 再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。

五. 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、 通常時に使用す

る系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。

六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。

七 想定される重大事故等が 発生した場合におい て重大事故等対処設備 の操作及び復旧 作業を行うことが

できるよう、 線量 ー が 高 くなるおそれが少な い設置場 新の 選定、 設置場 所へ 0) 遮蔽物 \mathcal{O} 設 置そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 適 切

な措置を講ずること。

2 常 設 重大事 故等対処設備 は、 前項各号に掲げるも <u>0</u> \mathcal{O} ほ か、 共通要因 (事業指定基準規則第一 条第二項

第九号に規定する共通 要因 をいう。 以下この条において同じ。) によって設計基準事故に対処するため \mathcal{O}

設備 の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、 適切な措置が講じられたものでなけれ

ばならない。

3 可 搬型重大事故等対処設備に関しては、 第一項の規定によるほか、 次に掲げるところによるものでなけ

ればならない。

常設設備 (再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の

設備をいう。 以下この項において同じ。)と接続するものにあっては、 当該常設設備と容易か つ確 実に

接続することができ、 カゝ つ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、 接続部の規格 の統 一そ

の他の適切な措置を講ずること。

ため、 常設設 可 備と接続 搬型重大事 するも 故 等 のに 対 処設備 あっ ては、 (再処理 共通要因によって接続することができなくなることを防 施設 \mathcal{O} 外 か 5 水又は電力を供給するもの に限 る。 \mathcal{O} 接 止 する 続 \Box

をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

 \equiv 想定され る重大事 故等が 発生した場合に お 7 て 可 搬型 重大事 故等対処設備を設置場 新に据 え付 け、 及

び 常設設備と接続することができるよう、 線量 が 高くなるおそれが少 な 1 設置 場所の 選定、 設置! 場

所

の遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

兀 基 準 地 震、 事故に対処するための設備及び重大事故等対 津波その他 の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、 処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事 設計

故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五. 想定される重大事故等が発生した場合において、 可搬型重大事故等対処設備を運搬し、 又は 他 この設備

 \mathcal{O} 被 害状況を把握するため、 工場等内の道路及び通路が確保できるよう、 適切な措置を講ずること。

大事 共 ·故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するため 通要因によって、 設計基準事 故に対処するため の設備の の安全機能 又は常設重大事 が数等対 処設備 \mathcal{O} 重

六

に必要な機能が損 なわれるおそれがないよう、 適切な措置を講ずること。

(材料及び構造)

第三十七条 重大事 故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、 再処理 施 設 \mathcal{O}

安全性を確保する上で重要なもの (以下この項において 「容器等」という。)の材料及び構造 は、 次に掲

げるところによらなければならない。この場合において、 第一号 (容器等の材料に係る部分に限 る。 及

び第二号の規定については、 法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間 適 用

する。

容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

口 溶接による割れが生ずるおそれがなく、 かつ、 健全な溶接部 の確保に有害な溶込み不良その他 の欠

陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

、 適切な強度を有するものであること。

二 機 械 試 験その 他 の評 価 方法により適切 な溶接 施工法及び溶接設備 並 び に適 !切な技能を有する溶接士

で あることをあら か じ め 確認したものにより溶 接 したもの であること。

2 重大 事 故 等 対 処設 備 に属する容器及び管のうち、 再処 理 施 設 \mathcal{O} 安全性を確保する上で重要な ŧ \mathcal{O} は、 適

切 な 耐 圧 試 験又は 漏 え 1 試 験を行ったとき、 これに耐え、 か つ、 著し 7 漏えい がないように設置されたも

のでなければならない。

(臨界事故の拡大を防止するための設備)

第三十八条 セ ル内にお いて核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には 再処

理 規則第一条の三第一 号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備

が設けられていなければならない。

未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備

臨界事 故が発生した設備に接続する換気系統 の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統

 \mathcal{O} 配管内 が 加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部 へ放射性物質を排出するために必要

な設備

三 臨 界事 故 が 発生した場合に お į١ て放射性物質 \bigcirc 放出による影響を緩 和 するため に必要な設 備

(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)

九 条 セ ル 内 に お 1 て 使用 済燃料 か ら分離され た物であって液体状 \mathcal{O} ŧ O又は 液 体状 \mathcal{O} 放 射 性 廃 棄物

を冷却する機能 を有する施 設 には、 再処 理 規 別第 一条の三第二号に掲げ る重大 事 · 故 の 発生又 は 拡大を防 止

するために必要な次に掲げ る重大事 故等対処設備が 設けられてい なけ ればならな

一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備

蒸発乾固 .が発生した場合において、 放射性物質の発生を抑制し、 及び蒸発乾固 [の進行を緩和するため

に必要な設備

蒸発乾固 [が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統

配管内 が加 圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部 放射性物質を排出するために必要

な設備

0

兀 蒸発乾 固 が 発生した場合におい て放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するため Ó 設備

第四 十条 セ ル 内 に お いて放射線分解によって発生する水素が 再処理設 備 \mathcal{O} 内 部 に滞留することを防 止 する

機 能 を有す る施設に は 再 処 理 ¹規則第 条 の三第三号に掲げる重大事 故 \mathcal{O} 発生又は拡大を防 止するため

必要な次に掲げ る 重 大事 故 等 対処設 備 が 設け 5 れ てい なけ ħ ばならな

放射線分解 により 発生する水素による爆発 (以下この条にお 7 · て 小水 素爆発」 という。 0) 発生を未

然に防止するために必要な設備

水素爆発が発生した場合におい て水素爆発が続けて生ずるおそれがない状態を維持するために必要な

設備

水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統

配 管内 が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部 へ放射性物質を排出するために必要

な設備

 \mathcal{O}

兀 水 素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

第四十一 条 セ ル 内にお いて有機溶媒その他 の物質を内包する施設には、 再処理規則第 条の三第四号に掲

げる重: 大事 故 \mathcal{O} 発生又は拡 大を防 止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備 が設けら ħ てい なけ

ればならない。

火災又 は 爆 発 0) 発 生 リン 酸トリブチル 0 混 入による急激な分解 反応により発生するも のを除

を未然に防止するために必要な設備

火災又 は 爆 発が 発 生し た場合に お ζì て火災又は 爆発を収束させるため に必要な設備

三 火災又は爆発が 発生し た設備に接続する換気系 統 \mathcal{O} 配管 \mathcal{O} 流 路を遮 断 す るために必要な設 備 及び 換気

系統 \mathcal{O} 配管. 内が加 圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部 へ放射性物質を排出するために

必要な設備

兀 火災又は爆発が発生した場合に おいて放射性物質 (の放出による影響を緩和するために必要な設備

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第四 1十二条 再処理施 設 には、 使用済燃料貯蔵 槽 の冷 却 機能又は注水機能が喪失し、 又は使用 済燃料 貯 蔵

蔵 カン 槽 5 内 0) \mathcal{O} 水 使 \mathcal{O} 用済燃料を冷却 漏 えい その 他 \mathcal{O} 要因 Ļ 放射線を遮蔽 により当該使用済燃料 Ļ 及び 貯 臨界を防止するために必要な設備が 蔵 槽 \mathcal{O} 水 位が 低下した場合にお ١,١ 設けら て使用 ħ 済燃 7 V) 料 な 貯

ければならない。

2 再 処 理 施 設には、 使用済燃料 -貯蔵 槽 カゝ 5 の大量 \mathcal{O} 水 0 漏 えい その 他 の要因により当 該 使用法 済燃料 貯 蔵 槽

 \mathcal{O} 水 位 が 異常に低下 L た場合にお 7 7 使用 済 燃 料 貯 蔵 槽 内 \mathcal{O} 使用 済 燃 料 \mathcal{O} 著 1 損 傷 \mathcal{O} 進 行 を緩 和 及

び 臨 界を防 止 一するため に必 要な設備 が 設けら れ て V なけ ればならな

(放射性物質の漏えいに対処するための設備)

第四十三条 セ ル 内又は 建 屋内 (セ ル 内を除く。 以下この条において同じ。 に お いて系統又は機器 か 5 \mathcal{O}

放射性 物質 \mathcal{O} 漏 えいを防 止するための機能を有する施設には、 必要に応じ、 再処 理規則第一 条 の三第六号

に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備

て系統又は機器 から の放射性物質の 漏えいを防止するための機能を有する施設にあっては、 第三号に掲げ

る設備を除く。)が設けられていなければならない。

系統又は機器か 5 の放 射性物質 \mathcal{O} 漏 えいを未然に防止するために必要な設備

系統 又 は 機器 か ら放射 性 物質 $\widehat{\mathcal{O}}$ 漏 えい が 発生した場合において当該系統又は機器の 周 辺における放射

性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備

(建屋内に

お

 \equiv 系統又 八は機器、 か 5 放射: 性 物質 $\widehat{\mathcal{O}}$ 漏 えい が発生し た設備に接続する換気系統 \mathcal{O} 配管 \mathcal{O} 流路、 を遮断 するた

 \Diamond に 必要 な設 備 及 75 換気系統 \mathcal{O} 配 管 内 が 加 圧状態 心になっ た場合にセ ル 内 に設置 され た配 管 \mathcal{O} 外 部 放

性物質を排出するために必要な設備

匹 系統 文は 機器 か 5 放 射 性 物 質 \mathcal{O} 漏 えい が 発生した場合にお 7 て放射性物質 $\widehat{\mathcal{O}}$ 放出による影響を緩 和 す

るために必要な設備

(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)

第四十 ·四 条 再処理施設には、 重大事 故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出

を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。

重大事故等への対処に必要となる水の供給設備)

第四十五条 再処理施設には、 設計基準事故 の対処に必要な水源とは別に、 重大事故等への対処に必要と

なる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、 設計基準事故に対処するため この設備で 及び 重 大事

故等対処設 欧備に対い して 重大事 故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備 が 設け

られていなければならない。

(電源設備)

第四十六条 再処理施設には、 設計基準事故に対処するため の設備の の電源が喪失したことにより重大事 故等

が 発生した場合にお いて当該 重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備 が 設 げ

られていなければならない。

(計装設備)

第四十七条 再処理施設には、 重大事故等が発生し、 計測機器 (非常用のものを含む。) の直流電源の喪失

その他故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが 困

難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設けられていな

ければならない。

2 再処理施設には、 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他 のテロリズムが発生した場合にお

1 ても必要な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。

3 前 項の設備は、 共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならない。

(制御室)

第四 一十八条 第二十三条第一項 の規定により設置され る制御室には、 重大事故が発生した場合にお 1 ても運

転員 がとどまるために必要な設備が設けられ てい なけ ればならな

(監視 湞 定 設 備

第四十 九 条 再処理的 施設には、 重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺 (工場等の周辺 海域を含む

に おい て、 当該 所処理: 施設から放出される放射 性 物質の濃度及び線量 を監視し、 及び測定 Ļ 並 びに

その結果を記録することができる設備が設けられていなければならな

重大事故等が発生した場合に工場等において、

風向、

風速その他の気象条件を測定し

及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

(緊急時対策所)

2

再処

理施設には、

第五十条 第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、 重大事故等が発生した場合においても

当該重大事 故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、 次に掲げるところによるものでなけ れば

ならない。

重大事 故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、 適切な措置を講ず

ること。

重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、 重大事故等に対処するために必要な情 記報を把

握できる設備を設けること。

 \equiv 再処 2理施設 の内 外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること

0

2 緊急時 対策所は、 重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられ

たものでなければならない。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第五十一条 再処理施設には、 重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする

必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。

第四章 雑則

(電磁的記録媒体による手続)

第五十二条 第二条第二項の申請書の提出については、 当該申請書の提出に代えて、 当該申請書に記載すべ

きこととされている事項を記 録 した電 E磁的I 記録媒体 (電磁的 記録 (電子的方法、 磁気的方法その他 0 人の

知覚によって認識することができない方法で作られ る記録であって、 電子計算機による情 報 処 理 \mathcal{O} 用 12 供

されるものをいう。) に係る記録媒体をいう。 以下同じ。 及び別記様式 の電磁的 記 **|**録媒体| 提 出 [票を] 提出

することにより行うことができる。

附則

(施行期日)

第一条 この 規則は、 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉 っ の 規

制に関する法律等の 部を改正する法律第三条の規定の施行の日 (令和二年四月一日) から施行する。

(再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

再処理 施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (昭和六十二年総理府令第十二号)

再処理 |施設の性能に係る技術基準に関する規則 (平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号)

(経過措置)

第三条 処理 検 原子 び第三十条第二項」と、 \mathcal{O} 査 再 場合にお 処 力規制 施 理 設の 再処 施 設 理施設 設 同 委員へ 1 項第 て、 計 \mathcal{O} 技術 会規 及び 同 の設計及び工 号中 基準 工 項 則第六号) 事 中 に関する規則 \mathcal{O} 「第四 方法 及び 検査」 附則 十六 事 \mathcal{O} 技 Ō 方法 条 術 第二条第二項 とあ 基準 の二の三 (令 和 \mathcal{O} 技術基準 に関 る $\overline{\mathcal{O}}$ 一第 年 は する規則第十五条第 \mathcal{O} 原子力規制委員会規則第 「及び 項 規定は、 に関する規則等 \hat{O} 確認」 検 査 この とあ と 規 五項 同 る 則 \dot{O} - 号 \mathcal{O} \mathcal{O} は 部を改正する規則 及び第二十条第二 口 施 行後 中 「第四 -É _ (7) 十六条 号) 規則 なお効・ 第二十三条第五 による の 二 の 二 二項」 力を有する。 (平成) とある 改 一第 Ē <u>一</u>十 後 項及 九 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 年 は \mathcal{O} 再

「方法」とあるのは

計

画

と、

同項第二号中

「検査に合格した」とあるのは

同号ハ中

「第四十六条第一項の検査」

とあるのは

「第四十六条第三項の

確

認

ط

第四 方法 原子力規制委員会規則第十二号) を有する。 条 の技術基準に関する規則 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一 この 場合において、 (以 下 同 条第 附則第二条第一項及び第二項の規定は、 「新再処理設工 一項中 「 第 一 一規則」 条の 規定による改 という。 正後 第十九条第三項 部を改正する規則 この \mathcal{O} 再処 規 理 削 施 \mathcal{O} 施 設 (非常用 施行後も、 の設計 (平成二十 発電機 及び なお 工 に接 効力 事 \mathcal{O}

「確認を受けた」とする

続され 第三 技 おいて同じ。 後 項 術 \mathcal{O} と 第二十 基準 再処 · る電 非 気盤 常常 同 理 12 施設 項第一号中 関 用 九条第三項 _ するに 発電 一に関い \mathcal{O} と、 規則 機 性 する措置に係る部分を除く。 に接続 能 に 「及び検査」 「第四 (非常 (令 和 気続され 係 る技術 用発電 十六条の二の三第一項の る電気盤 年原子力 基準に関する規 とあるのは 機 に接続され 規 に関 制 委員会規 する措置 以下この項に 「及び確認」 텘 る電気盤 (以下 検査」 則第 に係 る部 に関する措置に係る部分を除 新 と、 とあるの お 分を除く。)」 再 いて同じ。) 号。 処理 同号イ中 は 以 下 性 能 「第四 規則」 「再処 「新再処理設工 及び第 とあ 十六条の二の二第 という。 理 技 る 条 術 \mathcal{O} く。 基 は \mathcal{O} 規定に 規則第十 準 一再 第二十 以下こ 規 則 処 よる改 理 九条 項 とい \mathcal{O} 施 \mathcal{O} 項 設

に

 \mathcal{O}

正

検査」 発電 に接続される電気盤 とあるのは 第三項」とあるのは た 機に接 とあるのは 続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。)」 「第四十六条第三項の確 「確認を受けた」と、 に関する措置に係る部分に限る。) 「再処理技術基準規則第二十九条第三項」と、 認 と、 同条第二項中 「方法」とあるのは 「新再処理設工規則第十九条第三項 及び 新再処理 とあるのは 計 同号 性能規則第二十八条第三項 画」と、 中中 「再処理 「第四十六条第 同 頂第二号中 技術 基準 (非常 「検査に合格 項 規 (の検: 用 則第二十 非 発 常用 電 査 機

九

条第三項

(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。

_

と

「第四十六条の

と、 あるのは 二の三第一項の検査」 同項第二号中 「及び確認」 「検査に合格した」とあるのは とあるのは ٢, 同号口 中 「第四十六条の二の二第一項の検査」と、 「第四十六条第一項の検査」 「確認を受けた」とする。 とあるのは 同項第一号中 「第四十六条第三項の 「及び検査」と 確認

別記様式 (第52条関係)

電磁的記錄媒体提出票

年月

Ш

原子力規制委員会 殿

住所

氏 名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

再処理施設の技術基準に関する規則第2条第2項の規定により提出すべき申請書に記載すべき (1 \sim \sim なれれ

ている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

- 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 0 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載する

番号ごとに記録されている事項を記載すること。

 \sim

 \sim

. 21 Po

2 以上の電磁的記録媒体を提出する

7

NH

J J

電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その

ယ 録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」 の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記 (1 \sim

0

該当事項のない欄は、省略すること。

4